

厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設等の臨時休業により、厚木市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成13年7月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づく厚木市ファミリー・サポート・センター事業を利用した者に対し、予算の範囲内において、厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、実施要綱第7条第2項の規定により入会の承認を受けた依頼会員のうち、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設等の臨時休業により、実施要綱第11条第1項第4号に掲げる援助（以下「預かり援助」という。）を利用した者とする。

(助成交付対象経費)

第4条 助成金の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い保育施設等が臨時休業したことにより、預かり援助を利用した際に依頼会員が提供会員に支払う実施要綱別表に定める報酬（当該保育施設等の通常の開所時間中において算定した報酬に限る。）に相当する経費とする。ただし、交通費（児童等の送迎等に伴い提供会員が負担した公共交通機関等の費用を含む。）、食費等依頼会員の実費負担となる経費を除く。

2 一回の援助で預かり援助及び預かり援助以外の援助を同時に行っている場合については、預かり援助に係る報酬に相当する経費のみを助成金の対象とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の全額とする。ただし、児童等1人当たり日額6,400円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に援助活動報告書（依頼会員用）を添えて、本事業を利用した日の属する月の翌月5日まで（令和2年7月までの利用分にあつては、同年8月31日まで）に、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定をしたときは、当該決定の日から30日以内に指定された口座に助成金を振り込むものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付申請書兼請求書

（宛先）厚 木 市 長

厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金の交付を申請・請求します。
 また、交付が決定した助成金は、指定する口座に振り込んでください。
 口座名義人が申請者以外の場合は助成金の受領を口座名義人に委任します。

※太線の枠内を記入・押印してください。 申請日 令和 年 月 日

申請者		㊟			
住 所		厚木市 TEL — —			
【勤務先】 ※保護者全員分の勤務状況を記入してください。					
申請者	勤務先名		勤務先電話番号	— —	
	勤務先住所		勤務時間	～	
上記以外	勤務先名		勤務先電話番号	— —	
	勤務先住所		勤務時間	～	
フリガナ			対象児童生年月日		
対象児童			対象児童通学・通園先電話番号		
対象児童通学・通園先名称			利用料金内訳	裏面のとおり	
給付申請額 ※裏面に内訳を記入してください。		円			
【助成金振込先口座】					
金融機関名	銀行・金庫・組合			支店・支所・出張所	
預金の種別	普通・当座	口座番号			
フリガナ					
口座名義人					

【厚木市処理欄】（以下は記入しないでください。）

受 付

次のとおり決定します。

助成決定額（請求額）	円
助成決定年月日（請求日）	令和 年 月 日

利 用 料 金 内 訳			助成対象額
預かり援助利用日	預かり援助利用時間		
① 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
② 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
③ 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
④ 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
⑤ 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
⑥ 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
⑦ 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
⑧ 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
⑨ 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
⑩ 月 日 ()	: ~ :	@ 円 × 時間 =	円
請求金額	円		

※ 助成金（助成対象額）は、新型コロナウイルス感染症に伴い保育施設等が臨時休業したことにより、預かり援助としてファミリー・サポート・センター事業を利用した児童等1人当たり日額6,400円を上限とします。

※ 送迎その他依頼会員の必要な援助については、助成対象外です。

※ 一回の援助で、預かり援助及び預かり援助以外の援助を同時に行っている場合は、預かり援助に係る利用時間及び報酬相当額のみを助成対象とします。

※ 交通費、食費等実費負担となる費用については、助成対象外です。

※ 児童等が通っている保育施設等が臨時休業している期間中の預かり援助の利用分のみが、助成対象です。

※ 援助活動報告書（依頼会員用）を添付し、翌月5日まで（令和2年7月までの利用分にあつては、令和2年8月31日まで）に申請してください。

※ 子育て支援センターが本申請の審査を行う際に、ファミリー・サポート・センター事業の登録内容及び利用実績を確認させていただく場合があります。

厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

住 所
氏 名 様

厚木市長 小林 常良 印

令和 年 月 日付けで申請のありました厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金の交付については、次のとおり決定しましたので、厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 助成金の名称	厚木市ファミリー・サポート・センター事業利用助成金
2 助成金の交付決定額	円
3 交付条件	(1) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。 (2) 不正な方法等により補助金の交付を受けたと判明した場合には、助成金交付の決定を取り消し、交付された補助金の全部の返還を命ずることができるものであること。